

デジタル人材育成支援事業補助金

秋田市では、デジタルリテラシーを持った人材の育成を支援するため、講座等の受講や業務委託等に要した費用の一部を補助します。

- 対象事業** IoT、AI、クラウド、ビッグデータ、RPA等に関連し、補助対象者が社員等又は補助対象者のデジタルリテラシーの向上に資するもので以下のいずれかに該当するもの。
- ①厚生労働省が認定する教育訓練給付制度の対象となるデジタル関係講座（ITスキル標準レベル2以上）の受講
 - ②IT関連の国家資格（独立行政法人情報処理推進機構で実施されている国家試験および国家資格のうちITスキル標準レベル2以上）
 - ③民間事業者による講座等
 - ④専門家によるコンサルティング業務

対象経費 受講料、研修費、受験料(合格分)、教材費(パソコン本体等の機器類やシステム、ソフトウェアは対象外)、講師・専門家の謝金および旅費、委託費等

対象者		補助額	補助率
事業者	①法人(市内に事業所を有していること)	上限50万円	対象事業の実施主体(又は委託先)が市内に事業所を有する事業者である場合 ⇒対象経費(税込)の 2分の1 以内
	②個人事業主(市内に住所を有していること)		対象事業の実施主体(又は委託先)が上記以外の事業者である場合 ⇒対象経費(税込)の 3分の1 以内
個人	③正規雇用者 (地方公共団体等を除く市内事業所に勤務していること) ④求職登録者 ⑤非正規雇用者(市内事業所に勤務していること) いずれも市内に住所を有している方に限る。	上限25万円	対象経費(税込)の2分の1以内

申請期間 令和7年2月28日まで（ただし、予算額に達し次第、受付終了）

その他 令和7年3月21日までに対象経費の支払ができるもの

令和6年4月発行

◆◆◆どうぞお気軽にお問い合わせください◆◆◆

秋田市産業振興部企業立地雇用課雇用労働担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 [3階 窓口3-7]

TEL 018-888-5734 / FAX 018-888-5732

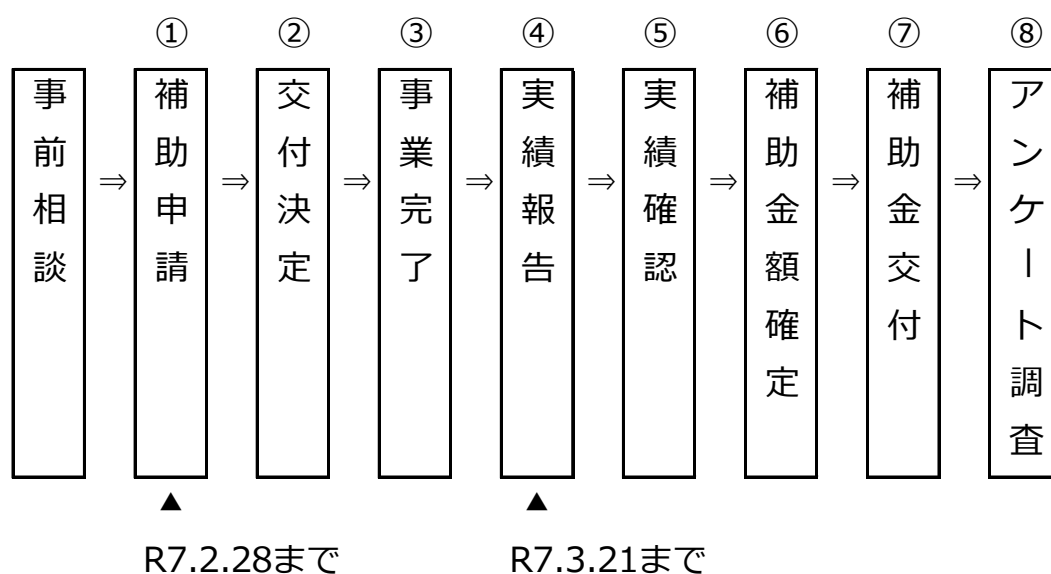
E-mail ro-inbl@city.akita.lg.jp

市のホームページ



【申請の流れ】

※③事業完了後の補助申請は補助対象外



【デジタル人材育成支援事業補助金の申請書類】

※申請書類は、ホームページからダウンロードできます。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）※押印不要
- (2) 事業計画書(法人・個人事業主用)(別紙1-1)又は
事業計画書(正規雇用者・求職者・非正規雇用者用)(別紙1-2)
※事業内容が分かる資料および対象経費の内訳の記載がある見積書等を添付
- (3) 誓約書(別紙2)
- (4) 納税証明書(市税に未納がない証明書)
- (5) 法人が申請する場合は市内で事業を営んでいることを確認できる書類
(法人登記事項証明書、定款、所在地証明書の写し等)
- (6) 個人事業主が申請する場合は、前年分の確定申告書等の写し
- (7) 正規雇用者が申請する場合は、在職を確認できる書類の写し
- (8) 求職者が申請する場合は、公共職業安定所(ハローワーク)で求職活動を
継続していることがわかる書類の写し(ハローワークの受付票など)
- (9) 非正規雇用者が申請する場合は、勤務している事業所に係る雇用契約書又は
労働条件通知書等の写し
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

インターネット

秋田市デジタル人材育成支援事業 [検索](#)